

**震災復興支援のための
商標早期審査・早期審理ガイドライン**

令和6年3月

特許庁

目次

目次	1
I. はじめに	3
1. 震災復興支援早期審査・早期審理の対象	3
2. 注意点	4
II. 震災復興支援早期審査について	5
1. 震災復興支援早期審査の対象となる商標登録出願	5
2. 「早期審査に関する事情説明書」の提出手続	6
(1) 提出者	6
(2) 提出方法	6
(3) 提出時期	6
(4) 手数料	6
(5) 提出書類	6
(6) 改めて早期審査の申出を行う場合	6
3. 震災復興支援早期審査案件の処理・庁内手続等	7
(1) 審査長等による選定と審査	7
(2) ヒアリングの実施	7
(3) 提出書類の閲覧	7
(4) 商標公報への表示	7
(5) その他	7
4. 「早期審査に関する事情説明書」等の作成要領	8
(1) 様式	8
(2) 書誌的事項の記載要領	8
(3) 「出願人等の使用状況説明」の記載要領	8
(4) 「緊急性を要する状況の説明」の記載要領	9
5. 震災復興支援早期審査の事情説明書の様式(記載例)	11
III. 震災復興支援早期審理について	12
1. 震災復興支援早期審査の対象となる審判事件	12
2. 「早期審理に関する事情説明書」の提出手続	14
(1) 提出者	14
(2) 提出方法	14
(3) 提出時期	14
(4) 手数料	14
(5) 提出書類	14
(6) 改めて早期審理の申出を行う場合	14
3. 震災復興支援早期審理案件の処理・庁内手続等	15
(1) 審判長等による選定と審査	15
(2) ヒアリングの実施	15
(3) 提出書類の閲覧	15
(4) 商標公報への表示	15

(5)その他	15
4.「早期審理に関する事情説明書」等の作成要領	16
(1)様式	16
(2)書誌的事項の記載要領	16
(3)「審判請求人等の使用状況説明」の記載要領	16
(4)「緊急性を要する状況の説明」の記載要領	16
5. 震災復興支援早期審理の事情説明書の様式(記載例)	19
お問い合わせ窓口	20

I. はじめに

特許庁においては、東日本大震災等により被害を受けた地域の出願人及び審判請求人に対して、手続期間の延長を認める措置を講じる等の対応を行なってきたところ、被災地においては、復興に向けた動きも始まっており、知財の面からも震災復興を支援していくことが必要であると考えます。「震災復興支援のための商標早期審査・早期審理」制度においては、そこで、早期審査・早期審理制度においては、以下のとおり早期審査・早期審理の対象を拡大し、被災地の企業等による早期の権利取得を可能とするものです。

1. 震災復興支援早期審査・早期審理の対象

【要件】

以下の(ア)又は(イ)に該当する商標登録出願及びそれに係る拒絶査定不服審判事件が対象となります。

(ア)出願人・審判請求人の全部又は一部が、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用される地域^{※1}(東京都を除く。以下、「特定被災地域」という。)に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者による商標登録出願及びそれに係る拒絶査定不服審判。

(イ)出願人・審判請求人が法人であり、当該法人の特定被災地域にある事業所等^{※2}が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業として使用される商標に係る商標登録出願及びそれに係る拒絶査定不服審判。

なお、福島県・公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構・特許庁との3者間の「知的財産の保護及び活用に関する連携協定」(以下、「福島協定」とする。)の期間^{※3}内に限り、以下の(ウ)又は(エ)に該当する商標登録出願及びそれに係る拒絶査定不服審判事件も対象となります。

(ウ)出願人・審判請求人の全部又は一部が、福島県に住所又は居所を有する者であって、出願又は審判に係る商標が福島県での復興・イノベーション創出に資するものである場合。

(エ)出願人・審判請求人が法人であり、出願又は審判に係る商標が当該法人の福島県にある事業所等の事業として使用される商標であって、福島県での復興・イノベーション創出に資するものである場合。

※1 「特定被災地域」に該当する市町村については、特許庁ウェブサイトの「特定被災地域一覧」を参照してください
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/souki_kaisi/souki_tokutei.html

※2 事業所等とは、工場、事務所、店舗、研究所を含みます。ただし、出願人と主体が異なる子会社や関連会社(別登記の法人)は含みません。

※3 早期審査・早期審理の申出が、令和6年1月22日から令和8年3月31日までの間に行われた出願・拒絶査定不服審判請求が対象です。

【対象外となる案件】

新しいタイプの商標（動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標。以下同じ。）及び立体商標の一部^{※4}については、その審査・審理の特殊性から審査の質及び審理における慎重な判断が求められるため、当面、早期審査・早期審理の対象外とします。

また、令和6年4月1日以後の出願であって、コンセント制度^{※5}の適用を主張する出願又は他人の氏名を含む商標に係る出願は、改正商標法に基づく審査が必要であって、審査の特殊性があり、審査の質を確保する必要があるため、当面、早期審査の対象外とします。

さらに、マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願（日本を指定国とする出願）及びそれに係る拒絶査定不服審判については、国内における商標登録出願及びそれに係る審判事件とは審査・審理の手続が異なるため、当面、早期審査・早期審理の対象外とします。

※4 「立体商標の一部」とは、「店舗、事務所、事業所、施設（建築物に該当しないものを含む。例えば、移動販売車両、観光車両、旅客機、客船）の外観・内装からなる立体商標」又は「商標の詳細な説明の記載を有する立体商標（出願時に商標の詳細な説明の記載がなくとも、商標を特定するために当該記載が必要と判断される場合を含む。）」を指します。

※5 「コンセント制度」とは、商標法第4条第1項第11号に該当する商標であっても、先行登録商標権者の承諾を得ており、かつ、先行登録商標と出願商標との間で混同を生ずるおそれがないものについて、同法第4条第4項の規定により、商標登録が認められる制度です。

2. 注意点

本制度を利用して早期権利化を実現した場合であっても、優先権主張を伴う等の他人の先願との抵触が後日生じる可能性があります。

Ⅱ. 震災復興支援早期審査について

1. 震災復興支援早期審査の対象となる商標登録出願

【要件】

以下の(ア)又は(イ)に該当する商標登録出願は、震災復興支援早期審査(以下、「早期審査」という。)の申出をすることができます。既に出願されているものについても早期審査の対象となります。

(ア)出願人の全部又は一部が、特定被災地域^{※1}に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者による商標登録出願。

(イ)出願人が法人であり、当該法人の特定被災地域にある事業所等^{※2}が地震に起因した被害を受け場合であって、当該事業所等の事業として使用される商標に係る商標登録出願。

ただし、福島協定の期間^{※3}内に限り、以下の(ウ)又は(エ)に該当する商標登録出願も対象となります。

(ウ)出願人の全部又は一部が、福島県に住所又は居所を有する者であって、出願に係る商標が福島県での復興・イノベーション創出に資するものである場合。

(エ)出願人が法人であり、出願に係る商標が当該法人の福島県にある事業所等の事業として使用される商標であって、福島県での復興・イノベーション創出に資するものである場合。

※1 「特定被災地域」に該当する市町村については、特許庁ウェブサイトの「特定被災地域一覧」を参照してください
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/souki_kaisi/souki_tokutei.html

※2 事業所等とは、工場、事務所、店舗、研究所を含みます。ただし、出願人と主体が異なる子会社や関連会社(別登記の法人)は含みません。また震災後に特定被災地域に創立または設立された事業所は対象外です。

※3 早期審査の申出が、令和6年1月22日から令和8年3月31日までの間に行われた出願が対象です。

【対象外となる案件】

新しいタイプの商標及び立体商標の一部^{※4}については、その審査の特殊性から審査の質を確保するため、当面、早期審査の対象外とします。

また、令和6年4月1日以後の出願であって、コンセント制度^{※5}の適用を主張する出願又は他人の氏名を含む商標に係る出願は、改正商標法に基づく審査が必要であって、審査の特殊性があり、審査の質を確保する必要があるため、当面、早期審査の対象外とします。

さらに、マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願(日本を指定国とする出願)については、国内における商標登録出願とは審査の手続が異なるため、当面、早期審査の対象外とします。

※4 「立体商標の一部」とは、「店舗、事務所、事業所、施設(建築物に該当しないものを含む。例えば、移動販売車両、観光車両、旅客機、客船)の外観・内装からなる立体商標」又は「商標の詳細な説明の記載を有する立体商標(出

願時に商標の詳細な説明の記載がなくとも、商標を特定するために当該記載が必要と判断される場合を含む。)」を指します。

※5 「コンセント制度」とは、商標法第4条第1項第11号に該当する商標であっても、先行登録商標権者の承諾を得ており、かつ、先行登録商標と出願商標との間で混同を生ずるおそれがないものについて、同法第4条第4項の規定により、商標登録が認められる制度です。

2. 「早期審査に関する事情説明書」の提出手続

(1) 提出者

「早期審査に関する事情説明書」の提出者は、出願人及びその手続をする代理人に限ります。

(2) 提出方法

次のいずれかの方法によって提出してください。

a) オンラインにより提出する。

b) 特許庁受付窓口へ直接持参のうえ提出する。

受付窓口：東京都千代田区霞が関3の4の3 特許庁庁舎1階 出願課

受付時間：平日9時から17時まで

c) 封筒に「早期審査に関する事情説明書在中」と表示して、特許庁長官あてに送付する。

宛先：〒100-8915 東京都千代田区霞が関3の4の3 特許庁長官 宛

なお、書面により提出した場合は、その電子化のために、早期審査の選定手続がオンラインによる提出の場合に比べて1月程度遅れます。

(3) 提出時期

「早期審査に関する事情説明書」は、商標登録出願の日以降いつでも提出できます。商標登録出願と同時に提出することも可能です。

(4) 手数料

「早期審査に関する事情説明書」の提出に際しては、手数料は必要ありません。また、書面により提出した場合であっても電子化手数料は必要ありません。

(5) 提出書類

「早期審査に関する事情説明書」は、早期審査を希望する出願ごとに1通を提出してください。なお、当該提出書類は、特許庁に受理された後は返却されません。また、商標登録出願と同時に「早期審査に関する事情説明書」を提出する場合は、願書の添付書類とせず、別の書面として提出してください。

(6) 改めて早期審査の申出を行う場合

記載不備等により、一度、早期審査の対象とならなかった場合でも、その後、改めて適式な「早期審査の事情説明書」を提出することにより、早期審査の対象となり得ます。

3. 震災復興支援早期審査案件の処理・庁内手続等

(1) 審査長等による選定と審査

「早期審査に関する事情説明書」の提出があった商標登録出願について、早期審査の対象とするか否かの選定は、提出された証拠書類等をもとに審査長等が行います。

選定の結果、早期審査の対象となった商標登録出願については、速やかに審査を開始し、着手後の処理においても、遅滞なく処分が終了するように審査手続を進めます。

なお、「早期審査の対象としない」と判断した場合のみ、その理由を付して出願人に通知します。

(2) ヒアリングの実施

「早期審査に関する事情説明書」の記載内容については、必要に応じて、ヒアリングによる確認を行う場合があります。

(3) 提出書類の閲覧

「早期審査に関する事情説明書」は、商標登録に関する出願書類等と同様に閲覧に供します。

(4) 商標公報への表示

早期審査の対象になった商標登録出願の商標掲載公報への掲載に当たっては、以下の表示を付します。

a) 商標掲載公報の目次への表示「早」

b) 商標掲載公報への表示「早期審査対象出願」

(5) その他

商標登録出願のデータ整備との関係で、早期審査に係る出願の審査着手を直ちに行うことができない場合があります。

4. 「早期審査に関する事情説明書」等の作成要領

(1) 様式(記載例)

11ページの様式(記載例)を参照してください。

(2) 書誌的事項の記載要領

「早期審査に関する事情説明書」の書誌的事項の欄は、以下の要領で記載してください。

a)【提出日】の欄

オンラインにより提出する場合には提出する年月日を、特許庁出願課の受付窓口へ直接提出する場合はその年月日を、送付により提出する場合は、投函日等発送する年月日を記載してください。

b)【事件の表示】の欄

【出願番号】の欄は、「商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように記載してください。なお、出願番号の通知を受けていない場合(出願と同時に早期審査の申出を行う場合など)は、【出願番号】の欄に代えて【出願日】の欄を設け、「令和〇〇年〇月〇日提出の商標登録願」のように、出願年月日を記載し、整理番号があるときには【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載してください。

c)【提出者】の欄

【識別番号】の欄は、識別番号の通知を受けていない場合等で識別番号を記載できないときは、この欄を設ける必要はありません。

【氏名又は名称】の欄は、法人の場合には法人の名称を記載し、自然人の場合には氏名を記載します。法人の場合は【氏名又は名称】の次に【代表者】の欄を設けて、代表者氏名を記載します。

d)【代理人】の欄

代理人がない場合は、この欄を設ける必要はありません。

(3) 「出願人等の使用状況説明」の記載要領

「早期審査に関する事情説明書」の「出願人等の使用状況説明」の欄は、以下の要領で記載してください。

a) 商標の使用者

出願人本人又は出願人である法人の事業所等を記載してください。

なお、出願人である法人の事業所等の場合には、その住所、名称及び出願人との関係を記載してください。

b) 商標の使用に係る商品名(役務名)

商標を使用又は使用の準備を相当程度進めている商品(役務)の一般的な名称を具体的に記載してください。

※使用している「商標」を記載するのではなく、「商品(役務)名」を記載してください。

※販売品名や製品記号ではなく、これらに対応する指定商品(指定役務)を記載してください。(例:ゴルフ靴)

c) 商標の使用時期

商標をいつから b) で挙げた商品(役務)について使用しているのかを記載してください。

例えば、「令和〇〇年〇月から使用中」又は「令和〇〇年〇月から使用予定」のように記載します。

d) 商標の使用場所

商標の使用者の営業所、事務所、その他その商標の使用がされた場所のいずれか一の所在地を具体的に記載してください。

e) 商標の使用の事実を示す書類

「商標の使用の事実を示す書類」については、「商標の使用の事実を示す書類の提出を省略する。」旨記載することにより、省略を可能とします。

(4) 「緊急性を要する状況の説明」の記載要領

「緊急性を要する状況の説明」には、以下の(ア)又は(イ)を記載してください。

(ア) 出願人の全部又は一部が、特定被災地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた事実。

(イ) ① 出願人である法人の事業所等が特定被災地域にあり、当該事業所等が地震に起因した被害を受けた事実、及び

② 早期審査に係る出願が、当該事業所等の事業として使用される商標に係るものであること。

ただし、福島協定の期間内に限り、出願人の全部又は一部が、福島県に住所又は居所を有する者であって、出願に係る商標が福島県での復興・イノベーション創出に資するものである場合、又は、出願人が法人であり、出願に係る商標が当該法人の福島県にある事業所等の事業として使用される商標であって、福島県での復興・イノベーション創出に資するものである場合には、以下の(ウ)又は(エ)を記載してください。

(ウ) ① 出願人の全部又は一部が、福島県に住所又は居所を有する者であること、及び

② 早期審査に係る出願が、福島県での復興・イノベーション創出に資する商標に係るものであること。

(エ) ① 出願人である法人の事業所等が福島県にあること、及び

② 早期審査に係る出願が、当該事業所等の事業として使用される商標に係るものであって、福島県での復興・イノベーション創出に資するものであること。

(記載例:出願人の住所が特定被災地域にある場合((ア)の例))

【早期審査に関する事情説明】

2. 緊急性を要する状況の説明

出願人のうち、株式会社〇〇は、特定被災地域に含まれる〇〇県〇×市に住所を有しており、東日本大震災により〇〇の被害を受けた。

(記載例:工場が地震に起因した被害を受けた場合((イ)の例))

【早期審査に関する事情説明】

2. 緊急性を要する状況の説明

当該出願の出願人である〇×株式会社は、本社は東京都〇〇区であるが、東日本大震災により、特定被災地域である〇〇県×〇市にある工場が被災した。当該出願の商標は、当該工場が製造する「ゴルフ靴」(商品)に付す商標である。

(記載例:店舗が地震に起因した被害を受けた場合((イ)の例))

【早期審査に関する事情説明】

2. 緊急性を要する状況の説明

当該出願の出願人である〇×株式会社は、本社は東京都〇〇区であるが、東日本大震災により、特定被災地域である〇〇県×〇市にある店舗が被災した。当該出願の商標は、当該店舗が「飲食物の提供」(役務)に用いる看板に使用する商標である。

(記載例:福島協定による(ウ)の例(出願人の一部が福島県に住所を有する者である場合))

【早期審査に関する事情説明】

2. 緊急性を要する状況の説明

出願人のうち、株式会社〇〇は、福島県〇×市に住所を有する。出願に係る商標は福島県での復興・イノベーション創出に資するものである。

(記載例:福島協定による(エ)の例(出願人である法人の事業所等が福島県にある場合))

【早期審査に関する事情説明】

2. 緊急性を要する状況の説明

当該出願の出願人である〇×株式会社は、本社は東京都〇〇区であるが、当該出願の商標は、福島県×〇市にある工場において製造する「ゴルフ靴」(商品)に付す商標であって、福島県での復興・イノベーション創出に資するものである。

5. 震災復興支援早期審査の事情説明書の様式(記載例)

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

【提出日】 令和6年〇月〇日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 商願2024-〇〇〇〇〇〇

【提出者】

【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇

【住所又は居所】 〇〇県〇×市△△

【氏名又は名称】 〇〇株式会社

【代表者】 〇川 ×夫

【代理人】

【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇

【住所又は居所】 〇〇県〇×市△△

【弁理士】

【氏名又は名称】 〇山 △郎

【早期審査に関する事情説明】

1. 出願人等の使用状況説明

(1) 商標の使用者

出願人 又は

名称 〇〇株式会社仙台事業所

住所 宮城県仙台市××

関係 出願人の仙台事業所

(2) 商標の使用に係る商品名(役務名)

ゴルフ靴

(3) 商標の使用時期

令和元年4月から使用中

(4) 商標の使用場所

宮城県仙台市××の仙台事業所内

(5) 商標の使用の事実を示す書類

商標の使用の事実を示す書類の提出を省略する。

2. 緊急性を要する状況の説明

出願人である〇〇株式会社は、特定被災地域に含まれる〇〇県〇×市に住所を有しており、東日本大震災により〇〇の被害を受けた。

※書面により提出する場合は、日本工業規格A列4番(横 21cm、縦 29.7cm)の大きさの用紙を用いてください。

※様式は、特許庁 HP の「商標早期審査・早期審理制度の概要」中に掲載した「早期審査に関する事情説明書の様式」のリンクからダウンロードできます。

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/shkouhou.html>

Ⅲ. 震災復興支援早期審理について

1. 震災復興支援早期審理の対象となる審判事件

【要件】

以下の(ア)又は(イ)に該当する商標登録出願に係る拒絶査定不服審判事件について、拒絶査定に引用された登録商標が他の審判事件に係属している場合を除き、震災復興支援早期審理(以下、「早期審理」という。)の対象となります。

(ア) 審判請求人の全部又は一部が、特定被災地域^{※1}に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者による商標登録出願に係る拒絶査定不服審判事件。

(イ) 審判請求人が法人であり、当該法人の特定被災地域にある事業所等^{※2}が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業として使用される商標に係る商標登録出願に係る拒絶査定不服審判事件。

ただし、福島協定の期間^{※3}内に限り、以下の(ウ)又は(エ)に該当する拒絶査定不服審判事件も対象となります。

(ウ) 審判請求人の全部又は一部が、福島県に住所又は居所を有する者であって、審判に係る商標が福島県での復興・イノベーション創出に資するものである場合。

(エ) 審判請求人が法人であり、審判に係る商標が当該法人の福島県にある事業所等の事業として使用される商標であって、福島県での復興・イノベーション創出に資するものである場合。

※1 「特定被災地域」に該当する市町村については、特許庁ウェブサイトの「特定被災地域一覧」を参照してください
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/souki_kaisi/souki_tokutei.html

※2 事業所等とは、工場、事務所、店舗、研究所を含みます。ただし、出願人と主体が異なる子会社や関連会社(別登記の法人)は含みません。

※3 早期審理の申出が、令和6年1月22日から令和8年3月31日までの間に行われた拒絶査定不服審判請求が対象です。

【対象外となる案件】

新しいタイプの商標及び立体商標の一部^{※4}については、その審理の特殊性から、審理における慎重な判断のため、当面、早期審理の対象外とします。

また、マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願(日本を指定国とする出願)に係る拒絶査定不服審判については、国内における商標登録出願に係る審判事件とは審理の手続が異なるため、当面、早期審理の対象外とします。

※4 「立体商標の一部」とは、「店舗、事務所、事業所、施設(建築物に該当しないものを含む。例えば、移動販売車両、観光車両、旅客機、客船)の外観・内装からなる立体商標」又は「商標の詳細な説明の記載を有する立体商標(出

願時に商標の詳細な説明の記載がなくとも、商標を特定するために当該記載が必要と判断される場合を含む。）」を指します。

2. 「早期審理に関する事情説明書」の提出手続

(1) 提出者

「早期審理に関する事情説明書」の提出者は、審判請求人及びその手続をする代理人に限ります。

(2) 提出方法

次のいずれかの方法によって提出してください。

a) オンラインにより提出する。

b) 特許庁受付窓口に直接持参のうえ提出する。

受付窓口: 東京都千代田区霞が関3の4の3 特許庁庁舎1階 出願課

受付時間: 平日9時から17時まで

c) 封筒に「早期審理に関する事情説明書在中」と表示して、特許庁長官あてに送付する。

宛先: 〒100-8915 東京都千代田区霞が関3の4の3 特許庁長官 宛

なお、書面により提出した場合は、その電子化のために、早期審理の選定手続がオンラインによる提出の場合に比べて1月程度遅れます。

(3) 提出時期

「早期審理に関する事情説明書」は、審判請求の日以降いつでも提出できます。審判請求と同時に提出することも可能です。

(4) 手数料

「早期審理に関する事情説明書」の提出に際しては、手数料は必要ありません。また、書面により提出した場合であっても電子化手数料は必要ありません。

(5) 提出書類

「早期審理に関する事情説明書」は、早期審理を希望する審判事件ごとに1通を提出してください。なお、当該提出書類は、特許庁に受理された後は返却されません。また、審判請求と同時に「早期審理に関する事情説明書」を提出する場合は、審判請求書の添付書類とせず、別の書面として提出してください。

(6) 改めて早期審理の申出を行う場合

記載不備等により、一度、早期審理の対象とならなかった場合でも、その後、改めて適式な「早期審理の事情説明書」を提出することにより、早期審理の対象となり得ます。

3. 震災復興支援早期審理案件の処理・庁内手続等

(1) 審判官等による選定と審理

「早期審理に関する事情説明書」の提出があった審判事件に関しては、部門長・審判長が主任審判官を指定し、主任審判官は、早期審理の対象に付すか否かの選定を行い、部門長・審判長が決裁をします。

選定の結果、早期審理の対象となった審判事件については、担当する合議体は速やかに審理を開始し、遅滞なく処分をするよう審理手続を進めます。

なお、「早期審理の対象としない」と判断した場合のみ、理由を付して審判請求人に通知します。

(2) ヒアリングの実施

「早期審理に関する事情説明書」の記載内容については、必要に応じて、ヒアリング、資料要求等により、記載内容の根拠等の確認を行う場合があります。

(3) 提出書類の閲覧

「早期審理に関する事情説明書」は、審判記録と同様に閲覧に供します。

(4) 商標公報への表示

早期審理の対象になった審判事件に係る出願の商標掲載公報への掲載に当たっては、以下の表示を付します。

- a) 商標掲載公報の目次への表示「早」
- b) 商標掲載公報への表示「早期審理対象出願」

(5) その他

データ整備との関係で、早期審理に係る審判事件の審理を直ちに開始することができない場合があります。

4. 「早期審理に関する事情説明書」等の作成要領

(1) 様式(記載例)

19ページの様式(記載例)を参照してください。

(2) 書誌的事項の記載要領

「早期審理に関する事情説明書」の書誌的事項の欄は、以下の要領で記載してください。

a)【提出日】の欄

オンラインにより提出する場合には提出する年月日を、特許庁出願課の受付窓口へ直接提出する場合はその年月日を、送付により提出する場合は、投函日等発送する年月日を記載してください。

b)【審判事件の表示】の欄

【審判番号】の欄は、「不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇」のように、【出願番号】の欄は、「商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇」のように記載してください。なお、審判番号の通知を受けていない場合(審判請求と同時に早期審理の申出を行う場合など)は、【審判番号】の欄に代えて【審判請求日】の欄を設けて、審判請求日を記載してください。

c)【審判請求人】の欄

【氏名又は名称】の欄は、法人の場合には法人の名称を記載し、自然人の場合には氏名を記載します。法人の場合は【氏名又は名称】の次に【代表者】の欄を設けて、代表者氏名を記載します。

d)【代理人】の欄

代理人がない場合は、この欄を設ける必要はありません。

(3) 「審判請求人等の使用状況説明」の記載要領

「早期審理に関する事情説明書」の「審判請求人等の使用状況説明」の欄は、以下の要領で記載してください。

a) 商標の使用者

審判請求人本人又は審判請求人である法人の事業所等を記載してください。

なお、審判請求人である法人の事業所等の場合には、その住所、名称及び審判請求人との関係を記載してください。

b) 商標の使用に係る商品名(役務名)

商標を使用又は使用の準備を相当程度進めている商品(役務)の名称を具体的に記載してください。

※使用している「商標」を記載するのではなく、「商品(役務)名」を記載してください。

※販売品名や製品記号ではなく、これらに対応する指定商品(指定役務)を記載してください。(例:ゴルフ靴)

c) 商標の使用時期

商標をいつから b) で挙げた商品(役務)について使用しているのかを記載してください。

例えば、「令和〇年〇月から使用中」又は「令和〇年〇月から使用予定」のように記載します。

d) 商標の使用場所

商標の使用者の営業所、事務所、その他その商標の使用がされた場所のいずれか一の所在地を具体的に記載してください。

e) 商標の使用の事実を示す書類

「商標の使用の事実を示す書類」については、「商標の使用の事実を示す書類の提出を省略する。」旨記載することにより、省略を可能とします。

(4) 「緊急性を要する状況の説明」の記載要領

「緊急性を要する状況の説明」には、以下の(ア)又は(イ)を記載してください。

(ア) 審判請求人の全部又は一部が、特定被災地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた事実。

(イ) ① 審判請求人である法人の事業所等が特定被災地域にあり、当該事業所等が地震に起因した被害を受けた事実、及び

② 早期審理に係る審判請求が、当該事業所等の事業として使用される商標に係るものであること。

ただし、福島協定の期間内に限り、審判請求人の全部又は一部が、福島県に住所又は居所を有する者であって、審判に係る商標が福島県での復興・イノベーション創出に資するものである場合、又は、審判請求人が法人であり、審判に係る商標が当該法人の福島県にある事業所等の事業として使用される商標であって、福島県での復興・イノベーション創出に資するものである場合には、以下の(ウ)又は(エ)を記載してください。

(ウ) ① 審判請求人の全部又は一部が、福島県に住所又は居所を有する者であること、及び

② 審判に係る商標が、福島県での復興・イノベーション創出に資するものであること。

(エ) ① 審判請求人である法人の事業所等が福島県にあること、及び

② 審判に係る商標が、当該事業所等の事業として使用される商標であって、福島県での復興・イノベーション創出に資するものであること。

(記載例: 審判請求人の住所が特定被災地域にある場合((ア)の例))

【早期審理に関する事情説明】

2. 緊急性を要する状況の説明

審判請求人のうち、株式会社〇〇は、特定被災地域に含まれる〇〇県〇×市に住所を有しており、東日本大震災により〇〇の被害を受けた。

(記載例: 工場が地震に起因した被害を受けた場合((イ)の例))

【早期審理に関する事情説明】

2. 緊急性を要する状況の説明

当該審判の審判請求人である〇×株式会社は、本社は東京都〇〇区であるが、東日本大震災により、特定被災地域である〇〇県×〇市にある工場が被災した。当該審判に係る商標は、当該工場が製造する「ゴルフ靴」(商品)に付す商標である。

(記載例: 店舗が地震に起因した被害を受けた場合((イ)の例))

【早期審理に関する事情説明】

2. 緊急性を要する状況の説明

当該審判の審判請求人である〇×株式会社は、本社は東京都〇〇区であるが、東日本大震災により、特定被災地域である〇〇県×〇市にある店舗が被災した。当該審判に係る商標は、当該店舗が「飲食物の提供」(役務)に用いる看板に使用する商標である。

(記載例: 福島協定による(ウ)の例(審判請求人の一部が福島県に住所を有する者である場合))

【早期審理に関する事情説明】

2. 緊急性を要する状況の説明

審判請求人のうち、株式会社〇〇は、福島県〇×市に住所を有する。審判に係る商標は福島県での復興・イノベーション創出に資するものである。

(記載例: 福島協定による(エ)の例(審判請求人である法人の事業所等が福島県にある場合))

【早期審理に関する事情説明】

2. 緊急性を要する状況の説明

当該審判の審判請求人である〇×株式会社は、本社は東京都〇〇区であるが、当該審判に係る商標は、福島県×〇市にある工場において製造する「ゴルフ靴」(商品)に付す商標であり、福島県での復興・イノベーション創出に資するものである。

5. 震災復興支援早期審理の事情説明書の様式(記載例)

【書類名】 早期審理に関する事情説明書

【提出日】 令和6年〇月〇日

【あて先】 特許庁長官 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】 不服2024-〇〇〇〇〇〇

【出願番号】 商願2024-〇〇〇〇〇〇

【審判請求人】

【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇

【住所又は居所】 〇〇県〇×市△△

【氏名又は名称】 〇〇株式会社

【代表者】 〇川 ×夫

【代理人】

【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇

【住所又は居所】 〇〇県〇×市△△

【弁理士】

【氏名又は名称】 〇山 △郎

【早期審理に関する事情説明】

1. 審判請求人等の使用状況説明

(1) 商標の使用者

審判請求人 又は

名称 〇〇株式会社仙台事業所

住所 宮城県仙台市××

関係 審判請求人の仙台事業所

(2) 商標の使用に係る商品名(役務名)

ゴルフ靴

(3) 商標の使用時期

令和元年4月から使用中

(4) 商標の使用場所

宮城県仙台市××の仙台事業所内

(5) 商標の使用の事実を示す書類

商標の使用の事実を示す書類の提出を省略する。

2. 緊急性を要する状況の説明

審判請求人である〇〇株式会社は、特定被災地域に含まれる〇〇県〇×市に住所を有しており、東日本大震災により〇〇の被害を受けた。

※書面により提出する場合は、日本工業規格A列4番(横 21cm、縦 29.7cm)の大きさの用紙を用いてください。

■ ■ ■ お問い合わせ窓口 ■ ■ ■

<早期審査に関すること>

特許庁審査業務部商標課企画調査班

TEL : 03-3581-1101 内線2805

<早期審理に関すること>

特許庁審判部審判課審判企画室

TEL : 03-3581-1101 内線5853